

別表六(一) 「所得税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益について課された所得税の額について、法第 68 条第 1 項《(所得税額の控除)》(復興財源確保法第 33 条第 2 項《(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)》の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含みます。)の規定により当期の所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」及び下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」(「7」以下)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「6」まで)を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「公社債の利子等 2」	公債又は社債の利子のほか、割引債に係る償還差益がある場合には、その償還差益を含めて記載します。	
「集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配 4」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第 67 条の 6 に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
「その他 5」	所得税法第 174 条第 3 号から第 10 号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	この内訳は、下欄の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記載します。
「収入金額①」の各欄	当期中に支払を受ける金額(所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限ります。以下同じです。)を記載します。	
「①について課される所得税額②」の各欄	当期中に支払を受ける金額について課される所得税の額を記載します。 「公社債の利子等 2」から「その他 5」までの各欄の記載に当たっては、「8」、「14」又は「21」の各欄の合計額を対応する欄に記載します。 なお、平成 25 年 1 月 1 日以後については、次の区分に応じ次により記載します。 (1) 平成 26 年 4 月 1 日前に開始する事業年度及び平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度のうち復興財源確保法第 45 条《課税事業年度》に規定する課税事業年度…所得税を徴収する際に復興特別所得税を併せて徴収することとされていますので、これらの額のうち所得税の額のみを記載します。	復興特別所得税の額は、復興特別法人税申告書別表二の「①について課される復興特別所得税額②」に記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	(2) 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（復興財源確保法第 45 条《課税事業年度》に規定する課税事業年度を除きます。）……同法第 33 条第 2 項の規定により所得税の額とみなされる復興特別所得税の額がある場合には、その復興特別所得税の額を含めて記載します。 所得税と復興特別所得税が併せて課されている場合で、これらの金額が区分されていないときには、例えば、次の方法（復興特別所得税に関する政令第 4 条第 2 項及び第 3 項に定める方法）など合理的な方法により、所得税の額と復興特別所得税の額とを区分し、区分された所得税の額のみを記載します。 ① 所得税及び復興特別所得税の合計額の $\frac{2.1}{102.1}$ に相当する金額の 50 銭以下を切り捨て、50 銭超を切り上げた金額を復興特別所得税の額とします。 ② 所得税及び復興特別所得税の合計額から①により計算した復興特別所得税の額を控除した金額を所得税の額とします。 (注) 39 ページに「平成 26 年 4 月 1 日前に開始する事業年度において復興特別所得税が課された場合のあん分計算例及び申告書の記載例」を掲載していますので、参考としてください。	所得税及び復興特別所得税のあん分計算は、原則として支払を受けるごとに行うこととなりますが、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配 1」に係るものについては、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものにつき期末に一括してあん分計算を行っても差し支えありません。
「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	(1) 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配 1」及び「その他 5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。 (2) 「公社債の利子等 2」、「剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配（みなし配当等を除く。） 3」及び「集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配 4」には、利子配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間（以下「元本の所有期間」といいます。）に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。	
「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の各欄	元本の所有期間に対応する部分の額の計算について、令第 140 条の 2 第 2 項《種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法》の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第 3 項《元本の増加分について所得税額の 2 分の 1 を控除する簡便計算法》の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。	銘柄別簡便法による場合には、①公社債、②株式及び出資又は③集団投資信託の受益権の 3 グループに区分し、さらにその元本をその利子配当等の計算の基礎となった期間が 1 年を超えるものと 1 年以下のものにとに区分し、

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		その区分に属する元本の全てについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用することになります。 なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。
「所得税額 8」、「所得税額 14」及び「控除を受ける所得税額 21」の各欄	「①について課される所得税額②」の各欄の記載に準じて記載します。 (注) 39 ページに「平成 26 年 4 月 1 日前に開始する事業年度において復興特別所得税が課された場合のあん分計算例及び申告書の記載例」を掲載していますので、参考としてください。	銘柄別簡便法による場合にあっては、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものにつき「銘柄別簡便法による場合」に記載した銘柄ごとに一括して所得税及び復興特別所得税のあん分計算を行っても差し支えありません。
「利子配当等の計算期間 9」及び「(9)のうち元本所有期間 10」	利子配当等が剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配（以下「配当等」といいます。）である場合には、その配当等（以下「判定対象配当等」といいます。）の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「利子配当等の計算期間 9」に記載します。 月数は、暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。 なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、この欄の記載を省略し、「所有期間割合 11」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。	
「利子配当等の計算期末の所有元本数等 15」及び「利子配当等の計算期首の所有元本数等 16」	公社債については所有元本の額面金額により、口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。	
「 $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12 ¹⁷⁾ 」	次の場合に応じ、次により記載します。 (1) 利子配当等の計算期間が 1 年以下であるものの元本 の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12 (2) 利子配当等の計算期間が 1 年を超えるものの元本の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「その他に係る控除を受ける 所得税額の明細」の各欄	「その他5」に記載した給付補填金等についてその内訳を記載します。この場合、「控除を受ける所得税額21」は、その収入金額について源泉徴収された所得税の額を記載し、また、「参考」には、賞金、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

(注) 道府県民税利子割額は、この明細書には記載しません。

4 根拠条文

法 68、令 140 の 2、措置法 41 の 9 ④、41 の 12 ④、措置法令 26 の 10 ③、26 の 11、措置法規則 19 の 4 ②、③

○ 平成26年4月1日前に開始する事業年度において復興特別所得税が課された場合のあん分計算例及び申告書の記載例

【設例】当期（平26. 1. 1～平26. 12. 31）に支払を受けるべき利子・配当等は、次のとおりです。

名称・銘柄等	利子等の金額	支払を受けることとなる日	源泉所得税額等
A預金（A ₁ ）	2,150円	平26. 2. 24	329円
A預金（A ₂ ）	3,050円	平26. 8. 18	467円

名称・銘柄等	配当等の金額	配当等の効力発生日	源泉所得税額等
B株式	30,000円	平26. 3. 26	4,594円

（注）元本の所有期間に対応する部分の額については、「個別法」により計算することとします。

《所得税額及び復興特別所得税額のあん分計算》

上記設例の利子・配当等について、所得税額の控除及び復興特別所得税額の控除を受ける場合には、次のように所得税額及び復興特別所得税額を計算します。

(1) A預金

イ A₁の利子は、源泉所得税額等に復興特別所得税額が含まれていますので、次のとおり復興特別所得税額と所得税額にあん分します。

$$\text{復興特別所得税額} \cdots \cdots \cdots 329 \text{ 円} \times \frac{2.1}{102.1} \div 6.76 \text{ 円} \rightarrow 7 \text{ 円} \text{ (A)}$$

（1円未満の端数が50銭超のため、切上げ。）

$$\text{所得税額} \cdots \cdots \cdots 329 \text{ 円} - 7 \text{ 円} = 322 \text{ 円} \text{ (B)}$$

ロ A₂の利子は、源泉所得税額等に復興特別所得税額が含まれていますので、次のとおり復興特別所得税額と所得税額にあん分します。

$$\text{復興特別所得税額} \cdots \cdots \cdots 467 \text{ 円} \times \frac{2.1}{102.1} \div 9.60 \text{ 円} \rightarrow 10 \text{ 円} \text{ (C)}$$

（1円未満の端数が50銭超のため、切上げ。）

$$\text{所得税額} \cdots \cdots \cdots 467 \text{ 円} - 10 \text{ 円} = 457 \text{ 円} \text{ (D)}$$

【申告書への記載】

A₁の利子に係る所得税額 322円（B）とA₂の利子に係る所得税額 457円（D）との合計額 779円を、法人税申告書別表六（一）の「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の「②」欄に記載します。

A₁の利子に係る復興特別所得税額 7円（A）とA₂の利子に係る復興特別所得税額 10円（C）との合計額 17円を、復興特別法人税申告書別表二の「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の「②」欄に記載します。

(2) B株式

B株式の配当は、源泉所得税額等に復興特別所得税額が含まれていますので、次のとおり復興特別所得税額と所得税額にあん分します。

$$\text{復興特別所得税額} \cdots \cdots \cdots 4,594 \text{ 円} \times \frac{2.1}{102.1} \div 94.48 \text{ 円} \rightarrow 94 \text{ 円} \text{ (E)}$$

（1円未満の端数が50銭以下のため、切捨て。）

$$\text{所得税額} \cdots \cdots \cdots 4,594 \text{ 円} - 94 \text{ 円} = 4,500 \text{ 円} \text{ (F)}$$

【申告書への記載】

B株式の配当に係る所得税額 4,500円（F）を、法人税申告書別表六（一）の「個別法による場合」の「所得税額8」欄に記載し、同額を「剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配3」の「②」欄に記載します。

B株式の配当に係る復興特別所得税額 94円（E）を、復興特別法人税申告書別表二の「個別法による場合」の「復興特別所得税額8」欄に記載し、同額を「剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配3」の「②」欄に記載します。

（注）この計算例においては、復興特別所得税に関する政令第4条第2項及び第3項に定める方法によりあん分計算及び1円未満の端数処理を行っていますが、合理的な方法であれば、その他の方法によりあん分計算及び端数処理を行うこととしても差し支えありません。

例えば、当期中に課された源泉所得税額等の合計額について、期末に一括して所得税額と復興特別所得税額にあん分することも認められます。

本設例における、A預金の利子に係る源泉所得税額等の合計額（329円＋467円＝796円）について、期末に一括してあん分する場合には、次のような方法で行います。

$$\text{復興特別所得税額} \cdots \cdots \cdots 796 \text{ 円} \times \frac{2.1}{102.1} \div 16.37 \text{ 円} \rightarrow 16 \text{ 円}$$

（1円未満の端数が50銭以下のため、切捨て。）

$$\text{所得税額} \cdots \cdots \cdots 796 \text{ 円} - 16 \text{ 円} = 780 \text{ 円}$$

《法人税申告書別表六(一)及び復興特別法人税申告書別表二の記載の仕方》

法人税申告書別表六(一)及び復興特別法人税申告書別表二には、それぞれ次のように記載します。

(1) 法人税申告書別表六(一)

区 分		収 入 金 額		①について課される額	②のうち控除を受ける額		
		①		②	③		
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配		1	5,200 円	㊸+㊹ 779 円	779 円		
(省 略)							
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)		3	30,000	㊺ 4,500	4,500		
(省 略)							
計		6	35,200	5,279	5,279		
公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託 (合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算							
個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	利子配当等の 計 算 期 間	(9)のうち 元本所有期間	所有期間割合 (10) (9) （小数点以下3 位未満切上げ）	控除を受ける 所 得 税 額 (8)×(11)
		7	8	9	10	11	12
	B株式	30,000 円	㊻ 4,500 円	12 月	12 月	1.000	4,500 円
	(以 下 省 略)						

(2) 復興特別法人税申告書別表二

区 分		収 入 金 額		①について課される復興特別所得税額	②のうち控除を受ける復興特別所得税額		
		①		②	③		
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配		1	5, 200 円	㉖＋㉗ 17 円	17 円		
(省 略)							
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)		3	30, 000	㉙ 94	94		
(省 略)							
計		6	35, 200	111	111		
公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託 (合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける復興特別所得税額の計算							
個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額	復興特別所得税額	利子配当等の 計 算 期 間	(9)のうち 元本所有期間	所有期間割合 (10) (9) 〔小数点以下3 位未満切上げ〕	控除を受ける 復興特別所得税額 (8)×(11)
		7	8	9	10	11	12
	B株式	30, 000 円	㉙ 94 円	12 月	12 月	1. 000	94 円
	(以 下 省 略)						